

株式会社滋賀商事 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

<目標 1> 育児・介護休業等に関する休暇等の制度の周知を推進する

令和 7 年 4 月～ 周知する内容の検討

令和 7 年 7 月～ 全社員に対し、両立支援制度等について周知する

<目標 2> 年次有給休暇の取得を促進する

令和 7 年 4 月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握

令和 7 年 7 月～ 計画的な取得に向けた研修の実施